

令和6年度 男鹿市 放課後児童クラブ 入会のしおり

- ① 児童クラブ利用前に必ずお読みください。
- ② 大切に保管してください。



男鹿市 子育て健康課

〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台 66 番地 1

TEL : 0185-27-8074

はじめに



- ❖ このしおりは放課後児童クラブの入会手続き、利用方法、利用料等について記載しています。申込み前によくお読みいただき、その後も保管してください。
- ❖ 放課後児童クラブへの入会をご家庭で十分に相談した上で申込みをお願いします。
- ❖ 各種手続きに必要な書類は児童クラブにありますので、申込み内容の変更・退会等があった場合はお知らせください。

目次



1. 放課後児童クラブとは

対象となる児童	1 ページ
開設時間	1 ページ
休日	1 ページ
利用料	2 ページ
お弁当	4 ページ

2. 登録・入会について

登録・入会とは	4 ページ
必要書類	4 ページ
申込み内容に変更があったとき	5 ページ

3. 利用上のお願い

継続して入会を希望する場合	5 ページ
年度途中での入会を希望する場合	5 ページ
保育料の滞納が続いた場合	5 ページ
事故やケガをした場合	6 ページ
利用に関する注意事項	6 ページ
メール配信について	7 ページ

4. 児童クラブ一覧

5. お問い合わせ先

1. 放課後児童クラブとは

児童クラブは、仕事等により昼間、保護者が家庭にいない小学生（1～6年生）に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るところです。

対象となる児童



■ 放課後や学校休業日等に保護者が次のいずれかの事由により、家庭で児童の面倒をみることができない小学生（1年生～6年生）

就労	求職活動	妊娠・出産	親族の介護・看護
疾病・負傷・障がい	災害復旧	就学	その他

開設時間

平日	放課後	～	午後7時00分
土曜日	午前7時30分	～	午後6時30分
学校休業日	午前7時30分	～	午後7時00分

※学校休業日とは長期休業日（夏休み、冬休み、春休み）、学校行事による振替休日等のことです。

休日

- ① 日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日まで）
- ② 台風や雪などにより休校になる場合
- ③ 感染症などにより休校になる場合

利用料

児童クラブの利用にあたり利用料として、①保育料と②保険料が必要となります。入会期間中、次のとおり保育料等の納入をお願いします。

また申込みした児童の保護者全員に、活動中の事故やケガに備えるため傷害保険に加入していただきます。

① 保育料 （生活保護世帯は免除となります）

保育料	月の初めから利用する場合	月 2,000円
	月の途中から利用する場合	利用予定日から月末日までの休日以外の日数 × 80円

② 保険料

保険料	年 400円
-----	--------

■支払方法

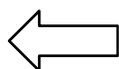
❖ 基本的に「口座振替」による納入をお願いしています。下記①、②のいずれかにより口座振替の申請をしてください。

① 「口座振替申込書」に記入の上、金融機関へ提出

口座振替申込書は、市内の金融機関や児童クラブ、子育て支援課でお受け取りください。

② WEB口座振替受付サービス

パソコンやスマートフォンからインターネットを通じてお手続きができます。



QRコードを読み取ると「男鹿市放課後児童クラブ」のサイトへ繋がります。ページ内の「保育料・支払い方法」欄にWEB口座振替受付サービスのURLがありますので、そこから、手続きを進めてください。

❖ 利用した月の末日に指定口座より振替をします（金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日）。

- ❖ 口座振替の手続き前や残高不足等で振替日に振替できなかった場合は納入通知書を発行します。期日までに男鹿市役所、市内の金融機関、東北6県内のゆうちょ銀行または郵便局、全国のコンビニエンスストアなどにてお支払ください。

※残高不足により発行された納入通知書は、コンビニエンスストアでお支払できませんのでご注意ください。

※詳しい納付場所については納入通知書の裏面を確認してください。

■注意事項

- ❖ 保育料は実際の利用日数ではなく、入会届に記入された利用開始日より同月末日までのすべての利用可能日（日曜日・祝日・その他の休日 以外）を利用日数として計算します。

月の途中で退会届の提出があった場合でも月末日までの保育料はかかります。

- ❖ 退会届の提出があった場合は翌月以降の保育料はかかりません。

利用しない場合は必ず児童クラブに提出をお願いします。

提出がない場合は利用していなくても全額保育料がかかります。なお、口頭での申請は受付できません

(例) 入会希望期間：20日（水）～26日（火）

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

児童クラブ 再入会申込書(年度内に限る)						
子育て支援課受付日		児童クラブ名		記入日	R5年9月1日	
		□□□ 児童クラブ				
		住 所		男鹿市 ○○○字△△1-1		
		保 護 者 名		男鹿 太郎		
		T E L		▽▽-▽▽▽▽		
(ふりがな)	性別	年齢	生 年 月 日	入会希望期間	希望時間	
児童氏名		学 年				
(おが いちろう)	男・女	7 歳	H27年10月3日	9月20日	15時30分	
男鹿 一郎	男・女	2 年		9月26日	18時30分	
()	男・女	歳	年 月 日	月 日	時 分	
		年		月 日	時 分	
土曜日の利用		利用する 時 分 ~ 時 分		利用しない		
保育料 (10日 × 80円) :		800 円	保険料 :	円	入力日 : R . .	
<small>口座振替での申し込みをしている方は、利用する月の末日に届出口座から引き落としになります。 当該月末日が土日祝日、年末年始の場合は、翌月最初の平日になります。 ※入会の時期によっては、納付書でのお支払をお願いする場合があります。</small>						

入会期間中の全ての日数 (6日)

(20日・21日・22日・23日・25日・26日)

+

月末日までの日数 (4日)

(27日・28日・29日・30日)

=

利用日数 10日

利用料 800円 (10日 × 80円)

お弁当

給食なしの下校の日や土曜日、学校休業日は必要となります。

2. 手続きについて

登録・入会とは

入会	利用できる状態（利用料発生）
登録	いつでも利用できるように児童クラブに籍がある状態 （保育料は発生していない） ※利用する場合は、「再入会申込書」を児童クラブへ提出していただきます。

必要書類

- ① 放課後児童クラブ（入会・登録）申込書 児童1人につき1部
- ② 家庭の調査票 児童1人につき1部
- ③ 就労証明書 世帯で1部（同居家族全員分）

※求職活動中や疾病など、就労以外で児童クラブを利用する場合は、証明書等を提出していただく場合がありますので、ご連絡ください。

書類記入時の注意事項

- 鉛筆・消せるボールペン以外で記入してください。
- 就労証明書は勤務先で記入してもらってください（自営業以外で本人が記入したものは不可）。
- 年度当初に申込みの場合は4月1日時点（学年は次学年）での状況を記入していただき、年度途中で申込みの場合はその時点での状況を記入してください。

申込み内容に変更があったとき

次のような場合は申請中・入会中を問わず、必ず児童クラブに届け出てください。

居住地	転出、転居、出国・帰国
世帯状況	氏名の変更、保護者の結婚・離婚、祖父母等の同居
就労状況	転職、転勤、就労形態の変更
家庭でみる事が可能	退職、病気全快、育児休業取得



3. 利用上のお願い

継続して入会を希望する場合

児童クラブの登録は1年更新となりますので、年度毎に申込みの手続きが必要です。毎年1月中に児童クラブを通して書類を配布しますので、利用を希望される方は必ず提出してください。

年度途中での入会を希望する場合

児童クラブに申請書一式があります。利用する3日前までに申請書等を利用する児童クラブへ提出してください。

保育料の滞納が続いた場合

万が一、滞納が続いた場合は未納通知書・催告書を送付します。通知、催告にもかかわらずお支払いいただけない場合は子育て支援課の職員が自宅・勤務先に電話・訪問をします。

また、やむを得ない事情以外の事由で滞納が続いた場合は退会していただく場合があります。支払いが困難になる事情が発生した場合は速やかに子育て支援課にご相談ください。

事故やケガをした場合

児童クラブ活動中に事故やケガをされた場合は児童クラブで加入している保険で対応します。

- ❖ 状況によっては、早めのお迎えをお願いする場合があります。
- ❖ 発生状況によっては、保険対象外となる場合があります。



利用に関する注意事項

- ❖ 児童クラブはお迎えが原則です。お迎えの際は時間厳守でお願いします。万が一、お迎えが遅れる場合や登録している人以外の方が送迎する場合は児童クラブにご連絡ください。
- ❖ 児童クラブから直接塾等へ通う場合は、「依頼書」が必要になりますので、児童クラブ支援員へお伝えください。
- ❖ 退会を希望される場合は必ず退会を予定する月末までに「児童クラブ退会届」を児童クラブに提出してください。
- ❖ 休みの連絡等は直接児童クラブへ（学校とは別に）してください。
- ❖ 持ち物は、各児童クラブでご確認ください。
- ❖ 個人の持ち物には必ず名前を記入してください。
- ❖ トラブルの原因となりますのでゲーム機や現金等を持ち込むことはできません。
- ❖ 宿題の声がけは行いますが、学習指導はできません。お家でお子さんと一緒にご確認ください。
- ❖ 児童クラブのルールが守れない場合は退会していただくこともありますのでご注意ください。



メール配信について

災害時や感染症による児童クラブ閉所等のお知らせ等をスムーズに行えるよう、メール配信システムの登録をお願いします。

【登録方法】

1. 携帯電話のバーコードリーダ機能を使い下記の「QRコード」を読み取りEメールアドレス登録ページに接続してください。



2. 携帯電話の画面に仮登録画面が表示されたら「仮登録メールを送信」をタップしてください。
※1 QRコードが読み取れない携帯電話の方は、子育て支援課へ連絡してください。
※2 QRコードから登録可能なメールアドレスは、NTT (@docomo.ne.jp) au (@ezweb.ne.jp)、ソフトバンク (@softbank.ne.jp、@i.softbank.jp、@ymobile.ne.jp)、Google (@gmail.com) Yahoo! (@yahoo.co.jp) です。Gmail、Yahoo!メール以外のフリーメールアドレスは推奨しておりませんのでご注意ください。
3. 送信メール画面が表示されますので、そのまま何も入力せず空メールを送信してください。
2分～5分後、携帯電話にメンバー仮登録完了のメールが届きます。
※3 仮登録完了のメールが届かない方は、携帯電話の迷惑メール機能が設定されているので、「renraku-dayo.jp」を指定受信に設定してください。
設定を行ってもメールが届かない場合は、子育て支援課へ連絡してください。
4. 本登録のメール案内文内に表示されるアドレスをクリックしてください。
5. 登録画面が表示されますので①「選択してください」をクリックし利用している児童クラブと学年を選択、②「姓」、「名」の欄に子どもの名前を入力し「決定ボタン」をクリックしてください。
※子どもとの続柄が分かるように、「名」のところに父親は父、母親は母と入れていただけますようお願いいたします。一世帯、最大2メールアドレスまで登録可能です。再度QRコードを読み取って登録をお願いいたします。
6. これで登録完了です。
※4 兄弟がいる場合は、手順1～5を繰り返して登録してください。

<注意>

- 1 携帯電話会社の変更、又はメールアドレスの変更を行った場合は、QRコードからの再登録が必要となります。変更前に登録していたメールアドレスは削除する必要がありますので、子育て支援課までご連絡ください。
- 2 大災害の際は、携帯電話会社で通信制限を行いメール受信に遅延が起こる場合もあります。

4. 児童クラブ一覧

児童クラブ名	電話番号	所在地
船川児童クラブ	24-6118	船川第一小学校内
船越児童クラブ (分館)	35-3751	船越保育園内 ※ 1年生～2年生
船越児童クラブ (本館)	35-3751	船越本町町内会館 ※ 3年生～6年生
脇本児童クラブ	25-3008	脇本第一小学校内
北浦児童クラブ	33-2526	北陽小学校内
払戸児童クラブ	46-2525	旧払戸小学校内
美里児童クラブ	46-2015	美里小学校体育館内
五里合児童クラブ	34-2212	五里合コミュニティーセンター内

※船越小学校の大規模改修に伴い、令和6年度は、船越児童クラブは船越保育園の一部（本町町内会館側）と本町町内会館での開所となります。なお、利用人数により学年の調整が生じる場合があります。

※野石児童クラブは、令和5年度末で閉所となりました。野石地区の方は美里児童クラブへの申請をお願いします。

5. お問い合わせ先

男鹿市役所 子育て健康課 子育て支援班

〒010-0595

男鹿市船川港船川字泉台 66 番地 1

TEL：0185-27-8074 FAX：0185-24-3333

運營業務委託先：社会福祉法人 男鹿保育会

〒010-0511

男鹿市船川港船川字片田 74 番地

TEL：0185-27-8136 FAX：0185-27-8137

